

日本成人病（生活習慣病）学会認定管理指導医制度規定

第1章 総 則

- 第1条 この制度は成人病学・生活習慣病学の進歩に即して、疾病の予防および診療に必要な総合的な知識と技量を有する優れた医師を育成し、生活習慣病関連の医療の向上を図り、もって成人病学・生活習慣病学の進歩と国民の健康の向上に寄与することを目的とする。
- 第2条 日本成人病（生活習慣病）学会（以下本学会）は、前条の目的を達成するため本学会認定管理指導医制度を設ける。
- 第3条 本制度の運営のため認定管理指導医資格制度委員会を設け、認定管理指導医資格に関する審議ならびに認定を行う。
- 第4条 (管理医像)本学会認定管理指導医は、生活習慣病の病態を幅広く理解し、その診療において適正な医療を実践できると共に、患者の病態に合わせた適切な生活指導ができる能力を備える医師であることを要する。

第2章 認定管理指導医の資格

第5条 本学会認定管理指導医の資格

1. 日本国の医師免許証を有すること。
2. 申請時において継続5年以上本学会の会員であること。
3. 会員として本学会が主催する学術集会あるいは教育集会に2回以上の出席があること。
4. 別に定める細則による資格を満たすこと。

第3章 認定管理指導医資格制度委員会

- 第6条 第1条の目的を達成するため認定管理指導医資格制度委員会をおく。
- 第7条 本学会理事会が認定管理指導医資格制度委員若干名を選任する。
- 第8条 認定管理指導医資格制度委員は資格制度委員会を組織し、本学会認定管理指導医の資格認定に関する業務を行う。

第4章 認定管理指導医の申請

- 第9条 認定管理指導医の認定を希望するものは、つぎの各項に定める書類を本学会認定管理指導医資格制度委員会に提出する。
1. 認定管理指導医資格認定申請書
 2. 履歴書
 3. 医師免許証（写し）
 4. 本学会学術集会参加証（写し）
 5. 本学会教育集会受講証（写し）
 6. 業績目録（過去5年間における本学会の講演、座長の学会抄録の写し。
生活習慣病に関する論文、他学会における講演などの記録の写し。）
 7. 本学会評議員もしくは本学会認定管理指導医資格をもつ医師の推薦書。
- 第10条 資格制度委員会は、毎年1回（10月）申請書類によって認定資格について審査を行い、理事会に報告する。
- 第11条 資格制度委員会の審査結果は理事会の議を経て総会で決定する。
- 第12条 本学会理事長は審査の要件を満たしたものに対して資格認定証を交付する。
- 第13条 認定審査の期日および必要な事項は毎年学会ホームページに公示し、学会 News letter に案内を提示する。

第5章 認定管理指導医資格の更新

第14条 認定は5年毎に更新する。更新を希望するものは次の各項に定める書類を本学会認定管理指導医資格制度審査委員会に提出する。

1. 認定管理指導医資格認定申請書
2. 過去5年間の本学会学術集会参加証の写し
3. 過去5年間の本学会教育集会受講証の写し
4. 過去5年間の業績目録など（施行細則参照）

第6章 認定管理指導医の資格の喪失

第15条 認定管理指導医は以下の理由により資格を喪失する。

1. 認定管理指導医本人が辞退したとき。
2. 認定管理指導医の更新を受けないとき。
3. 会員としての資格を喪失したとき。
4. 申請書類に虚偽が認められたとき。
5. 認定管理指導医として不適当と理事会が判断したとき。

第7章 補 則

第16条 本規則は平成23年1月17日から施行する。

第17条 本規則施行についての細則は別に定める。

第18条 暫定処置 平成23年1月—24年12月までは以下の暫定処置を行う。

1. 現評議員は申請の要件を満たさなくても認定管理指導医を得ることができる。

認定管理指導医認定および更新に関する施行細則

令和7年1月10日 一部改訂

第1章 審査と認定

第1条 認定管理指導医の認定ならびに更新に関する審査は提出された書類によって行う。

第2条 認定管理指導医資格制度委員会は、申請書類の正本を本学会事務局に受理した日から5年間保管する。

第3条 理事長は、認定されなかった申請者に対し、その理由書を発行する。

第2章 認定管理指導医の申請・更新

第4条 認定管理指導医の認定を申請および更新を希望する者は、審査を受ける年の10月1日までに必ず到着するように、認定管理指導医申請書類を学会認定管理指導医資格制度委員会まで提出しなければならない。

第5条 認定管理指導医の認定を申請する者は認定手数料として審査料1万円、認定料2万円を納付しなければならない。

2. 認定管理指導医の更新を申請する者は審査料として1万円を納付しなければならない。
3. 既納の審査料はいかなる理由があっても返却しない。

第6条 認定管理指導医を申請・更新する者は以下に定めた業績の5点以上を有していなければならない。ただし、本学術集会あるいは教育集会に2回以上の出席を要する。

1. 本学術集会出席（2点）：参加証の写し
2. 本学会発表（筆頭演者1点 共同演者0.5点）：学会抄録号の写し
3. 本学会の座長（1点）：抄録号の写し
4. 本学会教育集会出席（1点）：教育集会受講証の写し
5. 生活習慣病に関する論文発表（筆頭著者1点 共同著者0.5点）：表紙の写し
6. 他学会、研究会の成人病・生活習慣病に関する発表（0.5点）：抄録号の写し